

## 法務省政策評価懇談会（第32回）議事録

### 1. 日 時

平成24年 6月11日（月） 10：00～11：35

### 2. 場 所

法務省会議室（1階）

### 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志 毎日新聞社論説委員  
(座長) 川端 和治 弁護士  
佐久間総一郎 新日本製鐵株式会社常務執行役員  
中村 美華 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー  
山根 香織 主婦連合会会長

<省内出席者>

法務大臣政務官	松野 信夫
官房審議官（総合政策統括担当）	井上 宏
秘書課企画調査官	田邊 孝文
秘書課企画調整官	鎌倉 克彦
秘書課上席補佐官	国本 健三
人事課補佐官	川鍋 奨
会計課企画調査官	江崎 孝司
施設課技術企画室長	大塚 明弘
厚生管理官総括補佐官	武藤 久夫
訟務部門訟務広報官	竹中 章
司法法制部参事官	高松 宏之
司法法制部参事官	松井 洋
官房付兼司法法制部付	丸山 嘉代
民事局付兼登記所適正配置対策室長	藤田 正人
民事局付	武見敬太郎
刑事局総務課企画調査室長	松下 裕子
矯正局成人矯正課企画官	本田 久人
矯正局成人矯正課企画官	宮田 祐良
矯正局成人矯正課企画官	花村 博文
保護局観察課処遇企画官	幸島 聡
人権擁護局参事官	葛谷 茂
入国管理局入国管理企画官	妹川 光敏

法務総合研究所総務企画部副部長 丸山 毅  
公安調査庁総務部総務課企画調整室長 赤木 俊則

<事務局>

秘書課長 大場亮太郎  
官房参事官（総合調整担当） 柿崎 伸二  
秘書課付 熊田 彰英  
秘書課補佐官 山田 美子

#### 4. 議 題

平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

#### 5. 配布資料

資料1：平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：政策評価の実施に関するガイドライン

資料4：目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について

#### 6. 議 事

○川端座長：それでは、これより第32回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

初めに、松野法務大臣政務官から挨拶があります。

○松野法務大臣政務官：皆さん、おはようございます。御紹介いただきました法務大臣政務官を拝命しております松野信夫です。

実は、先週の野田改造内閣におきまして、法務大臣政務官を拝命したものでございまして、まだそれこそ本当に新米の政務官ということでございます。私自身は弁護士の出身でございまして、地元は熊本で30年ぐらい弁護士活動をしておりまして、そうした経験も踏まえて、法務行政にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

本日は、第32回の政策評価懇談会、皆さんお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。政策評価、この重要性は以前に比べますと格段に高まっているというふうに見えるかと思えます。政府全体としても、政策のやりっぱなしということではなくて、いわゆるPDCAサイクルでしっかりチェックをし、それを新たな政策にも生かしていく。こういうような方針で取り組んでいるところでございまして、平成23年度予算編成の基本方針でもそうした観点に立って、政策評価というものと、行政事業レビュー、これをしっかり役割分担を決めながら取り組んでいく。こういう考え方でございます。

そしてまた今般の政策評価各府省連絡会議におきましても、目標管理型の政策評価の改善ということでありまして、事前分析表を作成して、政策評価の前提となる、事前の想定をしっかりと明示する。そして、行政事業レビューの情報を活用すること、あるいは整合性をしっかりと確保するというところで申合せがなされているところでございます。

こうした申合せを踏まえて、法務省としても取組を強化していく。こうした考え方でございまして、本日の懇談会におきまして、委員の皆様方から忌たんのない御意見を頂戴して、それを今後の政策に生かしていく。こういうことでございますので、よろしく願い申し上げます。

と存じます。

引き続き、この法務行政において一層の御理解、御支援賜りますよう、心からお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○川端座長：ありがとうございました。ここで法務大臣政務官は公務により退席いたします。

○松野法務大臣政務官：ではどうぞ、よろしくお願いいたします。

○川端座長：続きまして、法務省のメンバーが変わっておりますので、一言ずつお願いいたします。

○井上大臣官房審議官：大臣官房審議官の井上でございます。政策評価を始めとしまして官房事務的なことを担当してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大場秘書課長：官房秘書課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○熊田秘書課付：この4月から担当となりました、官房秘書課付の熊田でございます。

事務局として、本懇談会の円滑な運営に努め、より一層分かりやすく充実した政策評価を目指してまいりたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○川端座長：それでは、政策評価制度に関連した最近の動き及び本日の審議事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

○大場秘書課長：それでは私のほうから説明申し上げます。

まず、席上の配布資料についてであります。資料1が「平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」、資料2が「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3が「政策評価の実施に関するガイドライン」、資料4が「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」となっております。

政策評価制度に関連した最近の動きでありますけれども、資料4の「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」を御覧ください。

今、法務大臣政務官の御発言にもありましたけれども、目標管理型の政策評価の改善方策の主な内容は、資料4の2ページにあります「2 評価の前提となる事前の想定の特示」から5ページの「6 目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえた取組」までの記載のある5点になります。

これらの取組につきましては、昨年度の試行的取組と変わっておりません。

なお、本格実施に伴いまして、資料3の政策評価の実施に関するガイドラインの一部が改正されておりますけれども、実質的な変更はありませんので、資料2の法務省政策評価に関する基本計画の改定には及ばないものと考えております。

本日の審議事項でございますが、この資料1の平成24年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）であります。

事後評価の実施に関する計画は、政策評価法第7条におきまして「行政機関の長は1年ごとに事後評価の実施に関する計画を定めなければならない」とされていることを受けまして、平成24年度に政策を実施して、平成25年度に評価を行う政策につきまして、その評価手法等について定めたものであります。

例年であります。3月に開催する政策評価懇談会におきまして御審議いただくというところでもありますけれども、政策評価各府省連絡会議における目標管理型の政策評価の改善方策、この申合せが3月末となったために、遅れて今回御審議いただくということになったものでござ

ございます。

資料1の7ページを御覧いただきますと、平成24年度の対象施策等につきまして、別紙ということで、21項目が上がっております。

先ほど御説明いたしました目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組につきまして、当省におきましては、平成23年度に総合評価方式を用いるとして計画を策定した2つの施策、(15)の「人権の擁護」、これは71ページになります。あともう一つ、(16)の「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」、これが76ページになりますけれども、この2つにつきましては、今回、目標管理型の政策評価として、事前分析表に基づいた計画を作成しております。

なお、資料1の47ページから49ページを御覧いただくと分かりますように、この事前分析表には、達成手段の欄に行政事業レビューの対象事業に係る情報を記載しております。これは昨年度と同様に、関連する事務事業全てを記載することとしているものでございます。

関係する法令や閣議決定等につきましては、席上に参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

○川端座長：それでは、議題であります「平成24年度法務省事務評価の実施に関する計画（案）」について御議論いただきたいと思っております。

初めに、基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、事務局から実施計画の概要につきまして御説明いたします。

まず、初めに資料の訂正をさせていただきます。お手元に正誤表を配布させていただきましたが、資料1にあります基本政策Ⅱに関する実施計画案におきまして、一部数値の誤りがございましたので訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございません。

本日、席上に配布させていただきました資料1につきましては、訂正後の数値となっております。また、本日は御審議いただく政策が増えました関係上、事務局からの説明につきましては簡略な内容とさせていただきますことをあらかじめ御了承いただければと思います。

それでは資料1に沿いまして、基本政策Ⅰについて御説明いたします。8ページを御覧ください。まず、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。

本施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図るというものでありまして、評価方式といたしましては総合評価方式を採っております。

法整備の具体的な状況につきましては、10ページから14ページの一覧表のとおりであります。このうち10ページでございますハーグ条約関連の法律の整備に関しましては、既に関連法案を国会に提出しているところでございます。

次に、15ページを御覧ください。「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について御説明いたします。

本施策につきましては、先ほど御説明した目標管理型の政策評価を実施することとしておりまして、実施計画を事前分析表により作成しております。この施策は、「国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手続の拡充・活性化を図る。」というものでありまして、実施計画の内容といたしましては、民間紛

争解決手続の業務を行う事業者の拡充という測定指標について目標設定し、評価を行うこととしております。

続きまして、17ページを御覧ください。「法教育の推進」について御説明いたします。

本施策につきましても、目標管理型の政策評価をすることとしておりまして、事前分析表により実施計画を作成しております。

本施策は、「法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。」というものでございます。

実施計画の内容といたしましては、法教育推進協議会等の活動状況及び法教育に関する広報活動等の実施状況という2つの測定指標について目標を設定し、評価を実施することとしております。

次に、20ページを御覧ください。「法務に関する調査研究」としての「家庭内の重大犯罪に関する研究」について御説明いたします。

本研究は、家庭内の犯罪のうち凶悪犯罪を中心とした特徴的な犯罪につきまして、その動向、動機、原因、処遇の状況等を調査・分析することにより、効果的な防止策及び加害者の社会復帰に向けた処遇方策の検討のための基礎資料を法務省関係部局等に提供することを目的として、平成21年度から平成22年度までの2か年で行われたものでありまして、事業評価方式を採っております。

この研究につきましては、平成20年度に事前評価を実施した結果、早期に研究すべき課題とされたものでありますが、今後、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会におきまして、22ページから27ページに記載しております評価基準により、研究実施後の効果を判定することとしております。

基本政策Iに関する説明は、以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問があればお願いいたします。

それでは、私の方からお伺いしたいのですが、最初の基本法制の維持及び整備に関する事項ですが、民法の債権法関係の見直し、会社法の企業統治の在り方や親子会社に関する規制等の見直し、いずれも重要な事項だと思うのですが、現在どの程度進んでいるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○民事局：民事局の藤田でございます。今、御質問があった2点、まず1点目の民法の債権法の見直しの関係でございます。

こちらは今、法制審議会の民法（債権関係）部会で審議を進めておりまして、部会としては6月5日までに48回開催しております。さらに審議の効率化という観点から、部会内に3つの分科会を設けて検討を進めてまいっているところでございます。

検討状況でございますけれども、昨年4月にこの問題に関する中間的な論点整理をしたところで、現在、それを踏まえた審議を行っているところでございます。

現在の状況といたしましては、来年2月をめどに中間試案を取りまとめることを目標として引き続き検討しておると、そういった状況でございます。

2点目は、会社法の見直しの関係についての御質問でございました。

こちらにつきましても法制審議会に会社法制部会を設けまして、検討を進めておる状況でござ

ございます。

こちらにつきましては、昨年12月の段階で、会社法制の見直しに関する中間試案の取りまとめを行いまして、その後にパブリックコメント等を実施したところです。現在でございますけれども、当部会におきまして、パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえまして、要綱案の作成に向けた調査審議を引き続き行っているところでございます。

こちらの関係は、現時点では法案提出等の見込みを含めて未定でございますけれども、引き続き法制審議会のほうで各方面の御意見を踏まえてしっかり検討を進めたいと考えております。

○川端座長：ありがとうございます。それから、行政事件訴訟法の運用状況について検証作業を進めるといふふうにあります。これはどういう段階で、どのような検証作業をされているのでしょうか。

○民事局：民事局でございます。行政事件訴訟法の見直しの関係でございますけれども、現在のところは省内に、正式名称といたしましては、「平成16年改正行政事件訴訟法施行状況等検証検討プロジェクトチーム」という組織を立ち上げまして、改正行政事件訴訟法の施行状況の検証等を行っているところでございます。

これは、前回の法改正で積み残しになっている課題、さらには施行状況を踏まえて各所から出ている意見がございますので、そういった御意見をも踏まえて、また、関係団体等が参加した形で現在研究会が開催されておりますので、そういった検討に参画いたしまして、引き続き必要な検証を行っているという状況でございます。

○川端座長：それから、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化の関係で、ADRの認証機関が、ホームページを見ると現時点で113のようですけれども、利用件数がADR機関の認証の増加に応じて増えていないという印象を受けるのです。平成20年度ですと26認証機関があつて721件ですから、1機関平均28件だったのが、平成22年は97の認証機関があるのに利用件数は1,088件ですから、1機関10件ちょいということで、利用実績が伸びない理由というのは、制度の問題であるとするならば、法務省の方で考えなければいけませんし、それぞれの利用機関が例えば非常に狭い範囲のADRしかやっていないとか、あるいはそれぞれの認証機関が十分な広報をしていないとかいうことであれば、法務省の責任ではないということになると思うのですけれども、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○司法法制部：司法法制部の高松でございます。

今、お尋ねのありました取扱件数の点ですが、確かに御指摘のあったような傾向というものがございまして、団体ごとに子細に見てみますと、二極化というところとちょっと言い過ぎかもしれませんが、例えば取扱件数が3桁に上る団体があるかと思う一方で、1桁の取扱件数にとどまるという団体も、結構な数が見受けられるところでございます。

おおむね、どのような団体が多数取り扱っているかということを見てみますと、これはこのADR法ができましたから、ADRをやるために新たに事業を立ち上げたというところがなかなか苦戦をしておるという状況でありまして、どちらかというところと以前から何がしかの基盤を持っておるところというのがやはり、ADR法による認証を受けた後も件数を着実に伸ばしておるというところがございまして。

そういう意味では、取扱件数の大小ということにつきましては、やはり各団体の基礎体力と申しますか、実績あるいはそれに基づく信頼度というようなものが大きく影響しておるのではないだろうかというふうにご考慮いただいております。子細な検討は未了でございますが、

おおむねそのようなことを考えております。

○川端座長：ありがとうございました。

ほかに何か御質問。

○山根委員：法教育の推進に関連してなのですが、今、消費者教育推進法という法律が成立されようとしています。消費者教育の充実は長く望まれているところでして、消費者教育推進会議というのが消費者庁の中で行われ、法務省さん始め関係者が多く集まって進んできています。それで、この法律が成立しましたら、各県にこの消費者教育推進会議のようなものが設置されることが目指されると聞いております。

そういったところで進みますと、今望まれていることは、詐欺などの消費者被害の防止だけではなくて、社会のルールを学ぶであるとか、よりよい社会を皆で考えていくとか、そういったシチズンシップ教育というんですか、そういったところが柱ともなることから、かなりこの法教育と重なる部分もあると思っています。

そういうこともございますので、是非法教育と消費者教育、共に連携して進むべきと思っているのですが、そのあたりは特に今回何かお考えというか計画のようなものがあるのかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○司法法制部：司法法制部の丸山でございます。消費者教育に関しましては、平成16年に法務省の法教育研究会が取りまとめた報告書の中にも、法教育の一つの重要な分野として私法の分野がございまして、私法の分野について学習した後に消費者被害について学ぶと、そういった教材も作成してきたところでございます。したがって、その後継組織である法教育推進協議会においても消費者教育と法教育の連携については強く意識させていただいています。

今、山根委員からありましたとおり、消費者教育推進法というものが成立いたしましたして、各地にそういった委員会というものが立ち上がりましては、法教育推進協議会におきましても、その連携を踏まえて私法及び消費者教育の教育をどうつなげて、更により進化させていくかということを検討してまいりたいと思います。

○川端座長：どうぞ。

○佐久間委員：ありがとうございます。法教育に関してでございます。

法務省の施策としてはこういうことだろうと思うのですが、やはり法教育においては、学校教育というのが非常に重要だと思います。平成23年度からは、この資料にもありますように、新学習指導要領完全実施ということもあるということなので、お聞きしたい点は、文部科学省においてこの法教育というのが事後評価の対象になっているのかどうか。ここに文部科学省の方がおられるかどうか知りませんが、やはり法教育の成果という点で最終的に法務省の方がどう取り組まれるかというのは、ここにあるような協議会という、ある意味では間接的なものが学校教育については限界だと思いますので、やはり最終形としては文部科学省がどの程度やっているのかということだと思いますので、分かる範囲で教えていただければと思います。

○司法法制部：司法法制部の丸山でございます。大変申し訳ございませんが、法教育が文部科学省の評価事項になっているかどうかというのは承知しておりません。文部科学省におかれましては、中央教育審議会の答申をもとに学習指導要領の改定という形で様々な教育分野を反映させていただいていると承知しておりますので、恐らくそういったような形で、今回法に関する教育も新学習指導要領に入ったところであり、今後もその実施状況を見ながら、10年後の改定に向けて様々な検討されるのではないかと考えておりますが、詳細については承知しておりま

せん。

○熊田秘書課付：事務局でございます。今、佐久間委員から御指摘のありました点につきまして、事務局でどの程度把握できるか分かりませんが、その点につきましては追って、文部科学省のほうを対象としているかどうかを含めまして、回答させていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐久間委員：ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○川端座長：ほかに御質問、御意見等ございませんか。

それでは次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願ひします。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅱに関する実施計画につきまして御説明いたします。資料1の28ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。

本施策につきましては、目標管理型の政策評価をすることといたしてございまして、事前分析表を作成してございます。この施策は、「検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行えるように、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。」ものでありまして、実施計画の内容としましては通訳人体制の充実・強化、被害者対応職員の育成、検察の機能や役割に関する広報活動という3つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしてございます。

次に、32ページを御覧ください。「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について御説明いたします。

本施策につきましても、目標管理型の政策評価を実施することといたしてございまして、事前分析表を作成してございます。この施策は、「研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。」というものでありまして、実施計画の内容といたしましては、刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況、総合警備システムの更新整備施設という2つの測定目標につきまして目標を設定し、評価を行うこととしてございます。

続きまして、36ページを御覧ください。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について御説明いたします。

本施策につきましても、目標管理型の政策評価をすることといたしてございます。そのため、事前分析表を作成してございます。

この施策は、「被収容者の収容環境を維持し、適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰等を図る。」というものであり、実施計画の内容といたしましては、刑事施設における職業訓練の充実度、就労支援スタッフ等による就労支援実施人員の割合、少年院における就労支援実施人員の割合という3つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしてございます。

次に、41ページを御覧ください。「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」について御説明いたします。

本施策につきましても、目標管理型の政策評価をすることとしてございます。事前分析表を作成してございます。

この施策は、「民間委託等を実施することにより、高率収容等に伴う職員の業務負担の軽減

を図り、かつ矯正処遇の充実を図る。」というものでありまして、実施計画の内容といたしましては、PFI刑務所における職業訓練の充実、職業フォーラムの活用という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

次に、44ページを御覧ください。「保護観察対象者等の改善更生等」につきまして御説明いたします。

本施策につきましても、目標管理型の政策評価を実施することといたしてありまして、事前分析表を作成しております。

この施策は、「更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。」というものであり、実施計画の内容といたしましては、性犯罪者処遇プログラム受講後に、問題性の程度の低下が認められた者の割合、保護観察終了者に占める無職者の割合、行き場のない保護観察対象者等の受入状況、犯罪予防活動への協力学校数という4つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

次に、51ページを御覧ください。「医療観察対象者の社会復帰」について御説明いたします。本施策につきましても目標管理型の政策評価を実施することといたしてあります。そのため、今回事前分析表を作成しております。

この施策は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。」というものであります。

実施計画の内容といたしましては、精神保健観察事件の取扱件数のうち、保護観察所長の申立てによって処遇終了の決定を受けた者及び観察期間が満了した者の割合、言い換えますと、一般精神科医療等への移行がなされ、社会復帰を実現したと評価できる者の割合を測定指標として目標を設定し、評価を行うこととしております。

次に、54ページを御覧ください。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について御説明いたします。

本施策につきましても、目標管理型の政策評価をすることといたしてありまして、事前分析表を作成しております。

この施策は、破壊的団体の規制に関する調査及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する調査等を通じて、公共の安全の確保を図るというものでありまして、実施計画の内容といたしましては、オウム真理教団の活動状況及び危険性の解明、同教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況、破壊的団体等に関する情報収集及び関係機関等に対する情報提供の適切な実施という3つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

なお、オウム真理教団に対しましては、本年1月、団体規制法に基づく3年間の観察処分の期間更新が決定されております。

駆け足になりましたが、基本政策Ⅱに関する説明は、以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問お願いいたします。

○伊藤委員：犯罪被害者対策のことでお伺いしたいと思います。

今、御説明あった場所2か所で犯罪被害者に触れている部分があると思います。その一つが更生保護の分野で、48ページのところで、具体的に更生保護官署の犯罪被害者対策として、一番下の部分で、仮釈放のときにその犯罪被害者に意見を聞くであるとか、あるいは犯罪被害者

の心情を保護観察対象者に伝達するであるとか具体的に書かれていて、なるほどと思いました。

一方で、これは29ページですか、検察権の行使を支える事務運営の箇所、多分これは事件の発生の当初に対応されるということなのでしょうけれども、29ページの真ん中のところで書いてあるのですが、こちらのほうの被害者対策というのは具体的にどういう能力が求められていて、研修なんかでどういような、それに対応するような研修をされているのかということをお聞きしたいと思います。

○**刑事局**：被害者支援の関係につきましては、検察の段階で被害者に対する支援を行うこととしたしましては、様々な情報提供ですとか、あるいは刑事手続において被害者がどういった手続に参加することができるかということをお知らせして、そのサポートをするということが中心になるかと思えます。

通知制度というものがございまして、被疑者が現在どういうステータスにあるかということを知りたしたりといったこともしておりますけれども、この研修の方でやっておりますのは、まずそういった基本的な諸制度について関係職員の知識を確実にするというところで、その制度の最新の状況について講演を行うということと、それから関係団体との連携が非常に重要になってまいりますので、検察だけでは完結いたしませんので、警察や様々な支援団体との連携の仕方などのモデルケースについて説明したり、あるいは実際に支援団体の方においでいただいて講演していただいたりといったことをしております。

○**伊藤委員**：とすると、心のケアみたいなものというものは、余り直接タッチすることはないということになるのでしょうか。

○**刑事局**：心のケアにつきましても、いろいろ御相談に応じるということをしておりますので、それぞれ抱えておられる問題は様々ですけれども、その御相談に応じてお話を伺うとか、あるいは適切な機関に御紹介するとか、そういったことをしております。

○**川端座長**：ほかには。

○**佐久間委員**：保護観察対象者に関する目標の設定ということで、45ページに保護観察終了者に占める無職者の割合として、対前年減というのが目標になってございます。目標としては、これは非常に難しい設定、そもそもが難しいと思うので、この対前年減というのは目標としては適切だと思います。

ただ、評価する場合は、この下にありますように、雇用情勢もはっきり言えば完全失業率との相関というのがあるかと思っておりますので、足元でいえば、この平成24年というのは悪くなっていると思います。ですから、この目標値が達成できなくても、対前年減にならなくても、ある意味では目標というか施策は達成されている場合もありますし、また逆の場合もあるということで、そういう意味では今後、その評価のときにやはり少なくとも完全失業率との相関が分かるような形で評価する必要があるかと思えます。

ほかの項目でも当然、そういう経済の基本的な指数との関係を見られるものがあると思うのですが、ここはかなりそこが強いのではないかと、素人ながら思った次第です。

○**保護局**：保護局観察課の幸島でございます。今の御指摘に関連いたしまして、保護観察終了者に占める無職者の割合が、平成23年は平成22年と比べて0.1パーセント減少しているという現象がございます。平成18年度から、法務省及び厚生労働省が連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策が開始されて以降、保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成20年までは低下する傾向にはございましたが、平成21年及び平成22年は、ただいま委員御指摘のとおり、近年

の厳しい経済雇用情勢の影響等により上昇していたわけですが、平成23年は前年比で0.1パーセント減少したものでございます。

そもそも保護観察対象者に対する就労支援は、一般の雇用情勢が依然として不透明な状況にある中、さらに厳しい条件の下での支援が求められているという現状も認識しながら、ただいまの御指摘も踏まえて、十分な評価をこれからも行って政策に反映させていきたいと考えております。

○川端座長：よろしいですか。

○佐久間委員：ありがとうございます。

○中村委員：31ページの災害時における検察の対処能力の強化というところについて質問したいと思います。

こちらは当然のことながら大震災を踏まえて、新たな施策として、平成22年度にはなかった施策として平成23年度には実施がされたということだというふうに思いますけれども、こちらの記載によりますと、「被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制を構築する」というようなことが記載されておりますが、具体的には、通常と違う内容ということがどういうことであるのか。

それから、平成23年度においては8億6,300万円というところで予算執行額ということになっているわけですが、平成24年度においては、2,500万円ということであり、少なくなっているということですので、どういった内容で平成23年度においては記されて、平成24年度においては、どういうことになっているのかというところについて御教示いただければと思います。

○刑事局：刑事局でございます。平成24年度の具体的にこちらのほうで計上してあります予算の内容といたしましては、災害時の緊急連絡サービスに加入しておりまして、その関係の経費でございます。実際、その災害のときには各地検、特に被災地の地検との連絡がとれることが、連絡体制をきちんと確立することが非常に重要でございますので、そのためにそういったサービスに加入いたしまして、必要な連絡体制を採るということでございます。

○川端座長：山根委員、お願いします。

○山根委員：裁判員制度が進んでおりまして、その中では執行猶予、保護観察ということが増えているというふうに聞いています。そうしますと、社会の側の公的にも民間としても、受入態勢というのがどうしても強化、整備されるべきだと思うのですが、頂いた資料の数字等を見ますと、自立更生促進センターの運営予算であるとか、保護施設整備事業への補助であるとかがととても心細いというか減っているように見受けられるのですが、そのあたりどうなのでしょう。ほかでも強化策というようなところを読めるところがあるのでしょうか。伺えればと思います。

○保護局：保護局でございます。今御指摘の点でございますが、読めるところということでございますが、46ページでございます。行き場のない保護観察対象者等の受入状況という測定指標のところ、参考指標のところ、まず全更生保護施設における年間収容保護人員、これは速報値でございますが、平成23年度はこのような数字になって、平成22年度に比べて増となっております。

それからもう一つ、平成23年度から緊急的住居確保・自立支援対策として自立準備ホームという制度をスタートしておる次第でございます。これは平成23年度からでございますので、こ

の登録事業者数、そして年間収容保護人員は、御覧の数字のようになっております。

緊急的住居確保・自立支援対策につきましては、住居のない、あるいは行き場所のない者につきまして、保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対し、宿泊や食事の提供等を委託する制度でございまして、その施設を自立準備ホームと呼んでおるわけでございますが、こういった施策を進めながら、今御指摘の行き場のない保護観察対象者等の受入れを現在進めておるところでございます。

○川端座長：それでは、私からもお伺いしたいのですけれども、検察権行使を支える事務の適正な運営のうちの、通訳人体制の充実・強化の点ですけれども、この目標は研修を実施してその能力の向上を図るということになっていて、参考指標としてアンケートによる満足度、有意義とする回答の率が挙げられているんですけれども、通訳人が5,434人いるという中で、既に研修を受けた人は大体どれぐらいになるのかということと、それから研修を実効あるものとするために、今までの研修の資料をデータベース化して、通訳をする人がアクセスできるようにするというようなことが有効なのではないかと思われるのですが、そのようなことはなされているのかどうかということ。

それから、アンケートの、有意義とする回答率が100パーセントというのと、何かアンケート自体の作り方が気になるということになると思うので、どういうアンケートで有意義が100パーセントという結果になったのかというあたりを教えてくださいたいと思います。

○刑事局：刑事局でございます。まず、過去に研修を受けた人数ということでございますけれども、正確な人数につきましては、確認した上で後ほど御説明いたします。

また、通訳人の方々にアクセスしていただける、通訳人だけがID、パスワードを御存じのホームページというのがございまして、そちらのほうに、毎回の研修資料ではありませんが、通訳人の方々が参照されて役に立つと思われるような事柄について、事例ですとか、裁判例ですとか、そういったものを掲載するといったことをしております。

アンケートの内容につきましても、確認した上で後ほど御説明いたします。

○川端座長：それから、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」の項目で、総合警備システムの更新整備を行うということになっておりますけれども、今年の1月12日に広島刑務所で脱走事故があったわけですが、この刑務所はもう総合警備システムの更新整備済みだったのでしょうか、それとも未整備だったのでしょうか。もし整備済みであったとすれば、それはこの総合警備システムにある意味で穴があるということを示した事例になるんじゃないかと思うのですけれども、その点についての検討はされているのでしょうか。

それと、年度ごとの実績値を足していっても、99施設であり、今年16施設を整備しても115施設で、刑事施設188に対して61パーセントにしかならないということになると思うのですけれども、こういうような整備のペースで適正だということになるのでしょうかという点をお伺いしたいと思います。

○矯正局：矯正局成人矯正課の本田でございます。今の御質問に対してお答えをいたします。

広島刑務所における総合警備システムの整備でございますが、整備済みでございました。そういった点を踏まえまして、機器そのもの、整備そのものに問題があったのかどうか、又はその整備された機器を監視する職員側に問題があったのかどうかというところを検討しているところでございますが、今後も、もうちょっと監視する人間をサポートできるような機器の整備の導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、機器のみを整備すればそれで足りるというわけではなくて、それを監視する側、又はその被収容者の動静そのものを監視する刑務官の育成というのも非常に重要になってまいりますので、その点につきましては両方、両輪として考えて検討してまいりたいというふうに考えております。

機器の整備のスピードでございますが、申し訳ございません、今、16施設と書かれました、これ誤植でございます、今、12施設でございます。機器の整備については、当該年度、整備年度と、それから機器の状態等を総合的に勘案した上で、更新する施設を選定しているところでございます、平成24年度は老朽化等により更新整備を必要とする施設が12施設であったということでございますが、当然、先ほど御指摘のあった広島の問題等もございますので、今後その拡充に向けて御指摘も踏まえて努力してまいりたいというふうに考えております。

○川端座長：それから、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」の項目のうちの職業訓練の充実度で、これは私、最初36ページを読んだときに誤解してしまいまして、「職業訓練に適した受刑者がP F I 刑務所に多く収容されている影響などから、必ずしも前年より数値が増加しているとは言えない状況にある」というのを、P F I 刑務所に収容すると職業訓練ができなくなるのかというふうに読んでしまったのですけれども、41ページを見るとそれは全くの誤解で、P F I 刑務所に非常に充実した職業訓練が行われているということが分かったんです。ではなぜここでP F I 刑務所を除いた数値で職業訓練のデータを載せているのか。つまり、そういうふうに、P F I 刑務所とそうでない刑務所と分ける理由とそれを両方併せた数値で政策を検討しない理由というのをお聞きしたいのです。

○矯正局：矯正局成人矯正課の花村でございます。今、委員のお尋ねの関係でございますけれども、もともとP F I 刑務所につきましては、公権力の行使にかかわる部分を民間に一部委託しておるところがございまして、初めて刑務所に収容する者を集めておるところでございます。

御承知のように、職業訓練は初めて刑務所に収容する者に対してももちろん重要でございますけれども、何度も刑務所に収容されている者、累犯というふうに私どもは言っておりますけれども、そういう者に対しましても職業訓練を実施して、社会に出たときに職を得る必要があるというところは、変わりはないというふうに考えております。

その関係で、P F I 刑務所につきましても、それ以外の刑務所につきましても、職業訓練を充実させていきたいというふうなことで、この参考資料を掲げさせていただきましたけれども、たまたまそういうふうに分けるといふ部分がございまして、こういった形で分けて掲載させていただいたというところでございます、趣旨としては双方ともに職業訓練を充実させたいということでございますので、御理解いただければと思います。

○川端座長：ほかに御質問、御意見ございませんか。

なければ、次に基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」及び基本政策Ⅳ「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」に関する政策について、事務局から計画の概要を御説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅲ及びⅣに関する実施計画につきまして、順次御説明いたします。58ページを御覧ください。「登記事務の適正円滑な処理」につきまして御説明いたします。

本施策につきましては、目標管理型による政策評価を実施することとしております。そのため、今回事前分析表を作成しております。

この施策は、「登記事務におけるシステムの見直し等により事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。」というものでございます。

実施計画の内容といたしましては、登記所備付地図作成作業における作業実施面積、オンラインによる登記関係手続の利用促進という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

次に、63ページを御覧ください。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」につきまして御説明いたします。

本施策も目標管理型による政策評価を実施することとしており、事前分析表を作成しております。

この施策は、「国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。」というものでありまして、実施計画の内容といたしましては、帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理、市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応、供託手続のオンライン利用率の向上という3つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

次に、68ページを御覧ください。「債権管理回収業の審査監督」につきまして御説明いたします。

本施策も目標管理型による政策評価を実施することとしておりまして、事前分析表を策定しております。

この施策は、「債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。」というものでありまして、実施計画の内容といたしましては、債権回収会社に対する立入検査事業所数、債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

続きまして71ページを御覧ください。「人権の擁護」について御説明いたします。

冒頭に御説明いたしましたとおり、本施策につきましては平成24年度から目標管理型の政策評価を実施することとしております。

この施策は、「人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。」というものでありまして、実施計画の内容といたしましては、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況、人権相談・調査救済体制の整備という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

次に76ページを御覧ください。「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」について御説明いたします。

本施策も平成24年度から目標管理型による政策評価を行うこととしておりまして、事前分析表を作成しております。

この施策は、「国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に処理することにより、国民の期待に応える司法制度の実現に寄与する。」というものでありまして、実施計画の内容といたしましては、訟務組織における人的・物的体制の充実強化、法律意見照会制度の積極的利用の促進という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

基本政策Ⅲ及びⅣに関する説明は、以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問があればお願いいたします。

○中村委員：58ページ以下の、登記事務の適正円滑な処理、オンラインの登記手続等のところに

ついて、質問と意見なのですけれども、今、ITというものが非常に普及をしていて、オンラインを使って登記関係の利用促進をすると、これは当然進めていくべきことだというふうに思います。

そして、例えば不動産登記の取得というようなところでは、今、ウェブ上でインターネットを利用して取得ができるようになったということで、非常に利便性が増しているというふうに思うのですけれども、他方で申請の方につきましては、このデータ等を拝見するとそれほど伸びていないといえますか、若干少ないというような感じがしております。

それで、法務省さんの別のIT戦略といえますか、そのあたりのところもちょっと拝見させていただいたのですが、その利用者として司法書士さん等のアンケート等はやられているのですけれども、やっぱりオンラインということになりますと、一般の方の利用のターゲットというのも増やしていかなければいけないのではないかなというふうに思いますので、そのあたりについて今後もうちょっと利便性が、普通の一般の市民であったりあるいは会社が利用するというところについての利便性について、御検討いただければと思います。

これは供託に関しても、供託に関しては特に通常司法書士さんとかが利用されるということではなく、一般の方であったり、その他企業が利用するというところですので、そのあたりについて伺いたいと思います。

○民事局：民事局でございます。ただいま御指摘いただいたとおり、幅広い方にオンラインによる登記申請ないし証明書取得の手続をより利便性高く利用していただくということは非常に重要だというように我々としても考えているところでございます。

今、御意見があった1点目の不動産を初めとする登記の申請に関する手続については、これは利用者の割合としては、お話のあった司法書士等の資格事業者が多いわけでございますけれども、そういった方はもちろん、それ以外の一般の方又は会社の方等が、より利便性高く使えるような工夫又は広報、そういったものがどこまでできるかについてはよく検討してまいりたいというふうに考えておりますし、これまでもホームページ等を通して御意見を拝聴して、それも踏まえた検討をしているところでございます。

さらに、供託についても御意見がございました。これも委員御指摘のとおりでございますが、これは既にオンライン率の向上については一定の効果が出ているところでございますけれども、なお改善の余地がありますので、引き続きその在り方を真しに検討してまいりたいと考えております。

○中村委員：すみません、どちらかといいますと不動産は多分、司法書士さんを使うことが多いと思うのですけれども、会社としては商業登記の申請ですね。その部分に関して特に一般の方の利便性についての御検討を、お願いしたいと思います。

○民事局：御指摘を踏まえて検討してまいります。

○川端座長：それでは、私の方からも少し伺いたいのですけれども、登記事項証明書の交付事務の委託ということで、民間委託をするに当たってできるだけ多くの企業の入札参加を可能にするということ、これは計画しているということなんでしょうか。それとももう既に行ったということなんでしょうかということと、もし入札が行われたんだとすると、参加企業はどれぐらいあったのかということをお教えいただきたいのですけれども。

○民事局：民事局でございます。今、御質問がありました登記簿等の公開に関する事務の包括的民間委託の関係でございますけれども、この取組自体は最初の入札を平成19年度に行いまして、

民間委託を平成20年度から行っておりますので、既に委託が開始されている事務でございます。

その後、順次その委託の対象を拡大しておりまして、直近に入札を行って委託を開始いたしました平成23年度で、現在全国にあります433の登記所のうち426庁を対象としており、ほぼ全ての登記所について包括的民間委託を実施しているところでございます。

2点目に御質問のありました幅広い業者の参入ということでございますけれども、これは正に民間の活力を使って事務を効率的に行うという趣旨の施策でございますので、そのために入札実施要項の見直しであるとか、そういったことに加え、事前の説明会を幅広く行うことなど、民事局として取り組んでいるところでございます。

実際の入札の結果なり、それに基づく落札の結果でございますけれども、現在そういった取組をしたこともありまして、委託開始当初と比べますとかなり数多くの業者が実際に落札して事務を実施しているところでございます。この入札は、民事局のほうで全国分をまとめて入札をするという仕組みではなくて、全国の各登記所単位等で入札を実施している関係がございます。そういった関係で、数字の詳細は手元にございませぬけれども、幅広い民間の参入ということでは、参入業者数という点でも、徐々に数値として目に見える成果が出てきている、その途上のところでございます。

○川端座長：それから、債権管理回収の関係ですけれども、債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況が、これは前の年に少し悪過ぎるのじゃないかという意見を述べた気がするのですが、それが平成23年度は飛躍的に向上したという数字になっていますけれども、これは何が効果があったというふうに分析されているのでしょうか。

○司法法制部：司法法制部の松井と申します。よろしく願いいたします。

以前の政策評価懇談会でも、平成20年度とか平成21年度の対象指摘事項の改善状況、これにつきましては、もともと不適切なところがあって、これを指摘しているにもかかわらず、こういう改善率なのは非常におかしいという、本来であれば100パーセントでなければおかしいんじゃないかというような御指摘もあったところであります。

ただいま御質問がありました平成23年度の改善率につきましては、司法法制部といたしましては、要因といたしましては2つ、2方向あるのではないかと考えているところであります。

一つは、管理監督する側、法務省側の立入検査等についての厳格性の点でございます。

もともとサービサー制度と申しますのは、平成11年から制度発足した若い制度でございますので、制度発足後しばらくの間は、多数の新規参入会社に対する営業許可を行うなど制度自体を発展させ社会への定着化を図るという時期という位置付けをしておりまして、サービサー各社における適正な業務運営につきましても、その自主性に期待するところが大きゅうございまして、立入検査で指摘した事項についても、ある程度各社において自主的に改善措置を講じ、実践させていたという面がございました。

しかし、制度発足後10年を経過いたしまして、一部の債権回収会社において再発防止に関する取組が十分でなかったり、業務範囲の拡大に対応した内部統制の確立が十分でないことなどが顕在化いたしておりまして、そこで法務省といたしましては、立入検査において指摘した事項について、各社に対し対症療法にとどまることなく徹底的な原因究明や実効性のある改善措置を策定させ、その有効性などを徹底的に精査し、十分でないと思われる場合にはさらなる追加措置を求めるなど立入検査後の指導をより強化することに努めました。

それで、一時期は債権回収会社の方がこの検査の厳格性に追いついていないということで非

常に悪い数値が出てきたところがございますが、この2方向目といたしましては、債権回収業界においてのいわゆるガバナンスと申しますか、こういうものが向上してきたということがあるかと思っております。

御指摘がありましたとおり、業務改善命令等が多数発令される事態になりまして、業界側も危機感を強く持ちまして、債権回収会社各社で構成するサービサー協会等でも自主ガイドラインの制定や各種研修を開催するなど、業界としての取組をしているところでございます。

このような法務省側の検査の厳格化及び業界の自主的な取組を総合いたしまして、少しずつよい結果が出ているのではないかという認識でございます。

○川端座長：ありがとうございます。ほかに何か御質問、御意見等ございますか。

なければ次に、基本政策V「出入国の公正な管理」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策VII「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する施策について、また、「成果重視事業」について、事務局から計画の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策V以下の実施計画について順次御説明いたします。

まず、79ページを御覧ください。「出入国の公正な管理」について御説明いたします。

この施策は、「不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。」というものでございます。この施策につきましては、総合評価方式を採っております。具体的には80ページ以下に記載してございますとおり、新しい在留管理制度の運用状況を始め、入国管理局における各種取組の実施状況や、その問題点を検証、分析するなどして評価することといたしております。

次に83ページを御覧ください。「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。

本施策につきましては、目標管理型の政策評価を実施することとしておりまして、事前分析表を作成しております。

この施策は、「国際連合に協力して行う研修及び調査、支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が有する知見を他国に提供することにより、国際協力を推進する。」というものでございます。

実施計画の内容といたしましては、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況、法制度整備支援に関する国際研修等の状況という2つの測定指標について目標を設定し、評価を行うこととしております。

続きまして、「施設の整備」に関しまして、「周南法務総合庁舎整備等事業」と、「美祢社会復帰促進センター整備事業」の2つの事業について、それぞれ御説明いたします。

89ページ以下を御覧ください。これらの事業につきましては、いずれも平成16年度に事前評価を実施しておりまして、施設の供用開始から5年を経過したため、今回事後評価を行うこととしたものです。

いずれも事業評価方式による評価を行うこととしておりまして、具体的な評価手法等につきましては、それぞれ90ページ以下又は95ページ以下にありますとおりであります。

最後に、98ページを御覧ください。成果重視事業であります「出入国管理業務の業務・システムの最適化」について御説明いたします。

本事業は、施策で申し上げますと出入国の公正な管理に関するものであり、出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点から見直し、システム運用経費を削減することなどを目

標としております。

この目標の達成度合いにつきましては、99ページにございますとおり、業務・システム最適化計画に基づいて各年度ごとに実施することとされた工程の進捗状況により判定することといたしております。

基本政策V, VI, VII及び成果重視事業に関する説明は、以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して御意見、御質問をお願いします。佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員：国際協力の推進という、ページでいうと84ページ、85ページ、86ページのところでございます。

法整備支援というのは非常に重要だと思っています。特に今のビジネス界にとっては、「go global or die」ということで、もう世界に出て行かざるを得ないと、こういう状況で、これはもう従来の大規模な企業だけではなくて、今やもう農業とかサービス業まで全部そういうポジションに日本はあるのじゃないかと思えます。

という点において、発展途上国、特にアジア若しくは周辺国に制度の整備支援をしていくというのは非常に重要だと。というのは、やはりそこで日本の制度がベースになるということが極めて、後のビジネスの展開若しくは紛争が起きたときに、言葉は悪いですがけれども、日本のビジネスにとって有利になっていくということです。

もう具体的な話をするとちょっと時間がないので割愛いたしますけれども、こういう点で、この目標のところ、非常に難しいと思うのですが、端的に言うと星取り表みたいな、その周辺国に日本の制度がある程度導入されると。特に基本法令だけではないのですけれども、いろいろな重要な法令について、起草に関わっていく、若しくは哲学なりストラクチャーが取り込まれていくということは極めて重要なので、その件数が何件かというのが非常に重要だと思えます。

もちろん、そのためには、この参考資料にあるように、専門家を派遣するとか、そういうことが当然ベースになるわけですが、その結果としては、ある国のある法律が、日本が起草、起草したというのは当然言えないわけですが、起草を支援した若しくはハイブリッドになったとしても、どこの国とどこの国が採用されていると、こういうことだろうと思えますので、もし可能ならばそういうものを、目標になるのか指標になるのか分かりませんが、検討いただければと思います。

もちろん、これはかなりもう周辺国も制度整備がされていますので、その件数が余り多いというものではないと思うのですが、一件でもそういうものが出てくれば、それはその分日本にとっても非常にいいことですし、そのためにお金が要ることだろうとは思いますが、それはやはり必要な予算はつけるべきじゃないかと思えます。

○川端座長：今の点、いかがでしょうか。

○法務総合研究所：法務総合研究所総務企画部の丸山でございます。

今、委員から御指摘いただきましたように、昨今、法制度整備支援に対しては非常に注目を集めておまして、私どもも大変重要な分野であるということで力を注いでおります。

今、委員から御指摘のあった、法制度整備支援に対する見方でございます。整備の結果、日本と同じ型の法律なりルールができるという点でございまして、そういう点も昨今非常に着目されているということは、私どもも承知しております。

この問題について、今私が考えつく中では2点ほど問題がございまして、1点目は法律の制定ということになりますと、相手国の内部での権力の問題でございまして、なかなか、日本が支援したからできるという、因果関係がストレートに出てくるものでもない。いわゆる外部事情ですね。我々にはコントロールできない部分の事情というのもたくさんございます。そのため、我々の進めた政策の結果こうなったという、その評価の仕方が難しいというのが一つ。

それから、もう一つは法制度整備支援の理念に関係するところでございまして。何のために法制度整備支援をやるのかというのは、開発援助の専門家の皆さんの間でも当初から議論になっているところでございまして、出だしのところでは、スタートは日本型の法律を移植しようとして始めたわけでは必ずしもないのです。相手国から要請があって、相手国の内部でそういうニーズがあるので日本に対して要請があったと。それに対して日本としては現地調査を行い、相手方のニーズも見極めて、それで普遍的な価値のあるものを構築していきたいということから始まりました。

そういう考えでやっておりますので、結果的に日本型のものができたら成功とは、必ずしも考えていなかった部分がございます。ただ、これについては今後も制度整備支援を推進している法務省、それから関係機関の皆様と理念についても協議しながら進めていくことになろうかと思っております。

お答えになっておりますでしょうか。

○佐久間委員：よく御事情は分かりました。ある意味では希望という点でのコメントということでもよろしく願います。

○川端座長：そのほかございませんか。

なければ、本日の審議事項については終了ということにいたしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○刑事局：刑事局でございます。先ほど御質問いただきました通訳人セミナーの件につきまして御報告いたしますが、これまでの開催回数と人数ですけれども、18回開催しております、昨年の段階で延べ872名が参加しているということです。

アンケートは、セミナーについて「有意義である」、「どちらともいえない」、「有意義ではない」という三択になっておまして、これですと有意義であるというのを選ぶことが多くなるのかと思われまして。若干付け加えさせていただきますと、研修方法については、今年度から大幅に見直しをしております、使用頻度の高い言語について言語別のセミナーという形で実施することを考えております。また、アンケートのとり方につきましても、もう少し工夫して、具体的にどう役立ったのかといったことを聞いていくような形に改善することを考えているところでございます。

○川端座長：ありがとうございます。

それでは、ほかにないようでしたら、本日の審議は終了したいと思います、最後に今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○山田補佐官：秘書課補佐官の山田でございます。本日は貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。本日の御意見を踏まえまして、改めて実施計画の内容について検討し、早期に取りまとめ、法務省のホームページで公表したいと考えております。

なお、本日の議事内容につきましては、従来と同様、議事録を作成の上、同じくホームページで公表したいと考えております。

また、今回は、平成23年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について御議論いただく予定としております。委員の皆様の日程調整をさせていただきました結果、7月27日金曜日午前10時からとさせていただきます。場所等は追って御案内申し上げます。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○川端座長：それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆さん、ありがとうございました。